

秘密保護法 解説

第19回 講演「特定秘密保護法と公安警察・公安検察」

特定秘密保護法対策本部委員 酒田 芳人 (64 期)

2015年6月24日、第一東京弁護士会会員の郷原信郎弁護士より、特定秘密保護法対策本部委員向けに「特定秘密保護法と検察」というテーマでご講演を頂きました。安保法制が成立し、秘密保護法の問題性がいよいよ明らかになると思われることから、改めて講演内容を要約して報告します。

1 東京地検公安部での経験

2006年3月までの23年間、検察庁に勤務した経験から、特定秘密保護法が濫用されれば、重大な人権侵害が生じるのではないかと危惧している。

私が東京地検公安部に勤務したのは合わせて3年弱だが、公安部には、一般の検察の事件処理とは異なった「公安的配慮」があった。私が勤務した平成の初め頃は、まだ過激派組織が非公然活動家を擁していた時代。昭和天皇が崩御された後、テロ行為が繰り返されている状況で、非公然活動家対策の名の下、主に警視庁公安部によって、一種の「弾圧」が行われていたのである。

2 起訴を前提としない公安警察による逮捕

当時の公安警察は、非公然活動家を捕捉した場合、あらゆる罪名を用いて逮捕していた。事前に令状が出ていない場合など、しばしば用いられたのが公務執行妨害罪、いわゆる「転び公妨」という手法である。「声をかけたところ突然騒ぎ出し、警察官を突き飛ばして逃げようとした」というような被疑事実で逮捕するのである。

警察は、20日間の身柄拘束を求めて事件を送致して来るが、検察官としてはさすがに起訴できない。

このような逮捕は、起訴を前提としない捜査だと言わざるを得ない。他には、免許証の住所と実際の住所が異なるなどの被疑事実で、免状不実記載罪もしばしば用いられたが、やはり起訴された例はほとんどないと思う。

3 公安検察の現在と弁護士会の備え

思想的、公安的な背景を考慮した勾留や起訴は、過激派の活動が昔と比べて沈静化した現在では減少している。しかし、検察は、状況の変化に応じて先のような捜査を行いうる組織だというのは事実である。今後、国家が反権力的な動きを抑え込むことが必要な状況になれば、検察の中に専門に対応する部署が設けられることも考えられる。

検察官の元々の法律家としての感覚からすると、果たして本来の刑事手続として許されるのかという素朴な疑問を持つのは当然。しかし、国家機関としての検察官は、国家を根底から否定しようとする者に対しては刑事手続としてあらゆる手段を講じることが許される、という考えになりがちなのではないか。

今後、秘密保護法違反の事件が発生した場合、何らかの組織性があればもちろん、政治的あるいは公安的な見地から事件が検討されるであろうから、おそらくは公安部が担当することになる。実際には、令状主義という抑制が機能していない現在の実務においては、公安組織が市民の権利を侵害するような場合に備え、弁護士会が、事例の共有や広いネットワークによる支援など、組織として対抗できるよう準備しておく必要がある。暴走する公安組織により最も不利益を受けるのは、被疑者・被告人である。